

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.5)

1 日 時 令和7年5月22日(木)
午前10時07分 開会
午前11時02分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	金 子 秀 一	副 委 員 長	森 本 由 美
委 員	中 村 義 雄	委 員	西 田 一
委 員	松 岡 裕 一 郎	委 員	小 松 み さ 子
委 員	中 村 じ ゅ ん 子	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	小 宮 良 彦	委 員	柳 井 誠

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

子ども家庭局長	小 林 亮 介	子ども家庭部長	岩 村 恭 代
総務企画課長	井 上 智 史	子育て支援部長	緒 方 克 也
子育て支援課長	田 爪 康 隆	子ども総合センター所長	藤 田 浩 介
相談担当課長	丹 生 直 伸		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 廣 門 実知江 書 記 岩 瀬 美 咲

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第8号 児童養護施設における児童虐待等の実態について	継続審査とすることを決定した。

2	行政視察について	委員会での意見を踏まえて、正副委員長で協議し、視察先の優先順位を決定することとした。
3	「こどもまんなかc i t y」の実現に向けたこども・子育て支援の推進について	別添資料のとおり政策立案支援事業を活用することとし、議長に要請することを決定した。

8 会議の経過

○委員長（金子秀一君）では、開会いたします。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。陳情第8号、児童養護施設における児童虐待等の実態についてを議題といたします。

本件について、当局の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長 それでは、陳情第8号、児童養護施設における児童虐待等の実態についてに関する当局の考え方を御説明いたします。

本施設を運営する法人は、若松区にある昭和53年認可の社会福祉法人であり、同区内において児童養護施設のほか児童家庭支援センター及び自立援助ホームを運営しておられます。令和7年4月末現在で児童養護施設には25人、自立援助ホームには3人の児童が入所しております。法人の役員は6名の理事と2名の監事で構成されており、現理事長は令和5年3月に理事に就任した後、昨年8月に理事長に就任してございます。

昨年9月にも同様の陳情がなされており、今回の陳情等も含め、この社会福祉法人の所轄庁である市として事実確認を行うため、施設職員や入所児童等から聞き取りを行いました。

まず、職員に対するパワハラにつきましては、様々な事実を追及する中で、大きな声を出したことは認めたものの、土下座を強要したことはないとのことでありました。当法人において、直近1年間でパワハラが原因で退職した者はおらず、社内規定違反などが原因で、懲戒処分を下したことを契機として退職した者はいるが、そのほとんどが自己都合による退職となっております。

また、前理事長、元施設長の不正事案を理事会等で追及していく中で、理事長自ら退任の申出があり、その後、理事長と連絡が取れなくなったため、理事会、評議員会に付議し、適正な手続を経て理事長を解任したと聞いております。

次に、施設内における罵声や怒号が児童虐待や女性職員に対するDVに該当するとの点につきましては、入所児童や施設職員に対するヒアリングを実施いたしましたが、児童虐待やDVにつながるような事実は見受けられませんでした。

次に、病気休暇中の給与未払いにつきましては、一時期未払い期間がありましたが、現在は

支払いは済んでおり、解決しているとの回答でございました。また、時間外手当や宿直手当等の未払いについては、労働基準監督署の指導により手当を支払っているとのことでございます。

退職金の未払いや源泉徴収票の未交付につきましては、退職金につきましては正規職員及び常勤の嘱託職員は福祉医療機構及び北九州市社会福祉協議会の退職共済に加入しており、これらの機構等から退職金が支給されることとなっております。

なお、福祉医療機構に関しましては、入職１年未満の職員は支給対象外となっているということでございます。

退職共済の請求手続においては、請求者は本人でございます。法人に問合せがある元職員に対しては、適宜対応を行っているとのことであります。

また、退職者には、源泉徴収票を交付することとしておりますが、労働基準監督署を通じて話合いが行われている元職員については、現在交付の準備を進めているとのことでございます。

施設運営に支障が出ているとの点におきましては、市の監査や指導を受けながら、適切に施設運営を行っているとのことであり、市も監査で確認しているところでございます。

親子訓練に関する措置費や児童自立生活援助事業所Ⅱ型とみなした措置費の請求をしたとの指摘については、いずれも事業を実施していないため、措置費も要求されておられません。

以上、ヒアリング等により事実確認を行った結果を報告いたしました。

なお、施設に関わる大人の言動は、そこで生活する子供たちに与える心理的な影響が大きく、仮に児童の目の前で職員に対する罵声や怒号などパワーハラスメントが疑われる行為については心理的虐待に該当し、児童虐待に当たる可能性もあることから、パワハラが疑われるような言動は決して行わないよう、調査の過程を通じ法人に対して指導しております。いずれにしましても、児童養護施設等で生活する子供たちが安全に安心して生活できるよう、今後も法人や施設関係者のみならず、関係機関とも連携しながら、適正な施設運営が行われるよう、引き続き適切な指導に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） ただいまの説明に対し質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） 陳情に対しての御説明いただきましたが、陳情者から私にも直接御相談をいただいた経緯もございますので、あくまで陳情者の言い分にも沿って、ただ、今御説明いただいたように、市としても一定の調査はしているということは理解できました。

その中で、陳情書に書いてある内容と調査結果、つまり法人が説明しているという中で、ちょっと食い違っているのかなという部分があるんですが、陳情者にかかわらず、これまで例えば元職員であったりとか関係者から直接事情を聞くということはあっているんですかね。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 この陳情に関して、元職員の方とかからお話を伺ったということはありません。

せん。法人に対して調査を行ったということでございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 陳情に関してじゃなくて、退職に追い詰められたりとか、そういった元職員もいたように伺っていますし、実際にお話も聞いたことがあるんですが、そういった元職員の事情を直接、子ども家庭局子育て支援課として事情を聞くという機会は今まであったんですかね。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 この陳情にかかわらず退職をされた職員から市に相談したいということでお話を伺ったケースは何回かございました。一応それも含めて今回、施設、法人に対してヒアリングをさせていただきまして、確かに運営を見直す中で懲戒処分をしたケースもあったと聞いていますけれども、それはそれで、それを基に免職したとか退職するように促したとか、そういったことはなかったと我々聞いております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私も直接伺ったケースもありまして、率直に申し上げて、双方の言い分が随分食い違っているなと強く感じるところでございます。食い違う以上、どちらかがうそをついているのかとかごまかしているのかとかということにも可能性として考えないといけないんですが。現状、こういった陳情も出るような状態に関して、子ども家庭局としてどのような御認識、例えば当該法人に対してどのような御認識をお持ちなのか伺いたいです。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 この陳情自体が他の官庁と連携の上、関係者に対する適切な指導処分を強く求めるという内容でございます。我々としましては、若松警察署であつたり労働基準監督署とは情報も共有させていただいております。また、法人に対しても、先ほど課長から説明ありましたが、パワハラ行為については今後そういった受け取り方をされる職員が出ないように十分運営には配慮してほしいとか、あと給与の手当関係についても、労働基準監督署の指導に法人もきちんと従って、今回、手当の支給等を予定しているということでございます。

法人の運営を巡って、確かに現体制と旧体制で争いがあるのは事実でございますけれども、我々としてはまず法人内で、当事者同士で話をしていただけるのが一番いいかなと思ってはいたんですけれども、なかなか話合いの場が持てず、今、現体制の法人の方が訴訟を提起されていると聞いております。今後はお互いの主張については、司法の場で何らかの結論が出るのではないかなと我々も思っております。市で不当の判断をしても、やはり最終的には司法の場できちんと明らかになったほうが両者とも納得いく結論が出るんじゃないかなと思っております。市としましては、適切に施設が運営されて、子供たちが安全・安心に生活が行われるのが大事だと考えておりますので、そういった指導は今後も引き続きやっていきたいと思っております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 今、子供たちの安全・安心という言葉が出ましたが、安全・安心を担保する中で、最低限クリアしないといけないのが、職員配置基準であります。これは施設あるいは事業を適切に運営するための最低限の基準ということではありますが、当該法人の事業あるいは施設に関して、職員配置という観点でどのような認識をお持ちですか。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 当法人につきましては、児童養護施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センターがございますけれども、確かに御指摘の中で、やはり資格を持った職員を充てるのが非常に難しいということがあって、例えば自立援助ホームなどでは、一時的に職員が欠員になっていった状況が見られました。委員が言われるように、配置基準というのがありますので、それをしっかり守るようということで、これまでも法人に対して指導はしてきたところでございます。実際の、例えば自立援助ホームであれば、定員6名のところなんですけど3名のお子さんと運営している。指導員が1名欠けているというところであるんですけど、定員の半分の中で現場をうまく、他の施設からの応援をいただきながら運営をするという形で対応はしてきたというところがございますので、基準を満たすということはずっと指導してきておりますので、ぜひそれを守っていただくように努力していただきたいと思います。自立援助ホームにつきましては、今年度、もうちょっとしてから確保のめどがついたということで通常の配置基準に基づいた運営がなされると聞いております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私が伺っている話だと、これまで相当数の職員が、結果としては自己都合退職ということには、書類上とか、そういうことにはなるんでしょうが、やはり私の個別にお聞きしたりするお話だと、非常に辛い思いをして職場を去られていると。高い志を持った職員がもうこれ以上耐えられないといったような思いで職場を無念ながらも後にしているというお話も伺っております。ひょっとしたら公益通報とかもあっているのかもしれませんが、そういった個別の訴えに関して、子供の養育、社会的養育に関しては当然職員のモチベーションであったりとか資質が重要視される中で、子ども家庭局はどのような認識をお持ちですか。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 やっぱり子供たちの安全・安心もそうですが、職員の方が気持ちよくしっかり児童のために頑張っていただけという体制づくりというのは非常に重要だと思っておりますので、そういった声、御相談というのでも伺った経緯もございますけれども、しっかり職員の職場環境であったり労働環境、安心して働ける体制づくりというのはこれまでも法人に対しては指導しておりますし、引き続きそういう体制が保たれるように指導していきたいと考えております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 本日の陳情あるいは陳情者の訴えは、先ほどの議論の中にもありましたように、あくまで陳情者の視点、観点からのものであるということは一定の理解はしないといけません、一方で、いろんな市民の声を、御相談を預かる身としては、やはり複数名、そして、お二人、3人じゃない関係者、元職員の方から御相談をいただいている以上、やはり皆さんがそれぞれありもしないこと、虚偽のことを訴えていらっしゃるとは考えたくありませんし、そこはしっかりと対応してあげないといけないと思っております。そうじゃないと、やはり現場に対して、特に当該法人を、もしそこで働きたいという方がこれから現れるとして、こんなにも陳情者と法人の主張が食い違っているということがあれば、なかなかそこは信頼していただけないのかなというおそれもあると思います。

昨日、おとといにかけて、今日の陳情に対して、いわゆる怪文書がまかれております。恐らく、今日ここにいらっしゃる委員の皆さんにも、私も受け取ったんですが、恐らく同様の怪文書が届いていると思いますし、市政記者クラブにも届いていると伺っております。今日、傍聴席に当該法人の理事長はじめ役員の皆さんもいらっしゃっていますが、あくまで私の主観ですけど、その怪文書を見ると、後ろの皆さんでしか知り得ないような情報も多数含まれておりますし、私自身はもうこういう立場ですから、そこは甘んじて受けるんですが、やはり今日の陳情者に対するひぼう中傷と思われる内容も含まれております。もう一人ほかにも元職員に対するひぼう中傷であったりとか、そういったことが含まれている。これは、御本人たちにも確認して、きちんと精査しないといけませんが、やはり虚偽事項の公表とかという可能性も否定できませんし、何より御本人たちがこれで名誉を傷つけられたらと思っていられるかもしれないので、そこはまた、御本人たちとも、もし僕がそういう立場を与えられるなら、協議してしかるべき対応をしないといけないと思っております。ただ、私がここで言いたいのは、私はいわゆる怪文書、陳情の形式を模して陳情者に対して攻撃するような内容になっていますので、もし関係者がそういった怪文書を出したのであれば、何らかのメッセージと受け取らないといけない。例えば、陳情者が一方的過ぎじゃないかとか、陳情者がうそをついているんじゃないかとか、そういう訴えもあるのかなと思っておりますので、例えば現理事長にもこの委員会にお越しいただいてきちんと説明いただくとか、そういったことも考えないといけないのかなと。今日はちょっと皆さんに問題提起をさせていただいて私の発言を終わります。

○委員長（金子秀一君） ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 先ほど人員配置のお話がありましたが、障害にかかわらず人員が本来に不足していて、どこの事業所も、特に主となる資格職、サービス管理責任者だったりとか、必ず置かなければならない職員たちが退職したりして、結果として減算になるとか、厳しい縛りというかありますよね。先ほど、すみません、課長の答弁の中で、人員配置違反というか足りていないところは指導しているとお聞きしたと思うんですけども、それは今の基準にのっとって減算だったりとか、何か月とか縛りがありますよね。それにのっとってもらっているとい

う感じで大丈夫なんですかね。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 すみません、先ほど自立援助ホームの具体例ということで一部欠けているということでございます。措置費をいただきながら運営しているところでございます、長期間いないということではなくて少しいなかったという場合につきましては、措置費については事業の間は充てられるということでございますので、ある程度の期間いなくなったからといって、例えば措置費が減額されるということはありません。一応確保されているという形になりますけれども、しっかり補充するようという指導は続けていくということでございます。

○委員長（金子秀一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） それは基準にのっとってきちんとしているということで大丈夫なんですね。ごめんなさい、私が心配しているのは、法人全体として全ての児童養護施設とかかなりの退職者がいるので、私も事業しているから分かりますが、1人退職しただけでも本当に回らないぐらいになるんですけど、きちんとそれぞれの事業で人員配置はちゃんと指導の下に成り立っているということで認識しておけばいいんですかね。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 いずれの施設につきましても、我々措置費の支払いの中で人員の確認等行っておりますし、特段、今確保できなくてというようところで国から指導を受けるとか、そういったところはございませんので、現場で工夫しながらとか、あと人員確保を進めていたきながら運営していただいているという認識でございます。

○委員長（金子秀一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） ありがとうございます。それで安心しました。先ほど西田委員も言われましたけど、たくさんの職員が辞めていった後、子供たちに処遇がちゃんとできないとかということがないのかなと思って心配してお聞きしました。以上です。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ちょっと確認のために。中村じゅん子委員の今の御発言は、ありがたい御発言なんですけど、確認の御発言ですが、適正に運営されているということが何をもって適正かというところで、例えば一時的にはあれ、指導員とか必要な資格を持っている方が配置されていないということがあったとして、そこをもって、いや、それでも適正なんですよと言っているのか、そうじゃないと言いたいのか、ちょっと課長の答弁がはっきりしないので、そこを確認させてください。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 一時的に欠員が出てというところでございますけれども……。

○委員（西田一君） どこが適正なのか。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ごめんなさい。

○子育て支援課長 配置基準というところを満たしていないというところについては、やはり指導は必要であると考えておりますが、ただ施設の状況等を見て、子供たちの人数とか、そういったところで、子供たちが無事過ごしていることが確認できるということであれば、人員の部分では指導は必要ですけれども、運営としては子供たちは十分生活できているという認識でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、職員配置基準は、先ほど僕冒頭で申し上げたように、これはもう守らないといけない最低限の基準です。もちろん今人材難ということも言われていますんで、一時的に満たしていない、配置基準を満たしていないとか、有資格者がいないということも、それは可能性としてはあるわけですよ。だから、行政のスタンスとして、もちろん子ども家庭局だけでたくさんの施設を監督しているわけですから、適切なのか不適切なのかなんですよ。人員配置基準を満たしていないということが適切なのか不適切なのかということをはっきりしないと、先ほどの中村じゅん子委員との議論もかみ合わないですよ。だから、そこを僕は確認させてくださいと申し上げています。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 職員が、かなりの数退職しているので、我々もちょっと心配になって法人には確認いたしました。確かに職員が退職されると、今残っているスタッフの勤務時間が長くなったりとか、そういったところは影響あるかなと思いますけれども、運営に支障が出ているというところまでには至っていないというのを我々も法人からは聞いております。また、今の経営陣からいいますと、比較的スタッフが多かったんで、その分、かなり減っていますけれども、そこまで運営に支障が出るほどの減ではないという認識を持っているということは聞いております。我々も施設長とかそういった替えがきかない職については、やはりもう早急に、もし辞められたら代わりの職員を探すようにという指導はさせていただいております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 皆さん、まずは基準に沿って、いろんな所管する法人施設を御指導されていると思いますし、施設によっては一般指導監査であったり定期監査であったりというのはされていると思います。監査をするに当たって、今回も法人に対しても調査されていると思うんですけども、繰り返しになりますが、施設の現場は、まず職員配置がきちんとされているか、基準に基づいてされているかどうかというところを管理者はじめ経営者はきちっと、もうまずそこを守ってチェックして運営しないといけないという中で、職員配置基準を満たしていない、あるいは有資格者がそこに配置されていないという状態を、それが不適切なのか適切なのかということを繰り返し伺っています。だから、子供の生活に支障が出ている、出ていない、それ

は出ていなければ当然それはいいことなんですけど、それは望ましいことなんですけど、職員配置基準という最低限の前提ですね、そこが満たされていない、あるいは本来必要な有資格者がそこに配置されていないという状況が適正なのか適正じゃないのかというところを先ほどから議論させてもらっています。だから、適正か適正じゃないか、いや、適正ですよということであれば、ほかの法人であつたり施設に対しても今後そこが基準となって監督、指導になるのかなという、そういう観点です。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 やはり人のことですので、退職されて一時的には欠になるということはこの施設にも可能性としてはあるものと我々思っておりますが、それが長い期間続くようであれば指導なり措置なりを考えますけれども、やはりなかなか児童養護施設にかかわらず様々な福祉施設、やはり人の確保というのは今課題になっておりますので、その辺は施設とも話をしながら、できる限り適正な運営ができるような人員配置を早急に建て直しができるように我々も指導してまいりたいと思っております。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 分かりました。とにかくそこが配置基準を満たしていなければ急いで適正化してねということですのでよろしいですかね。はい、分かりました。以上です。

○委員長（金子秀一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 今のところで、虐待通報とかが実際にあったのかということと、児童相談所が実際に動いたことがあるのか、あと若松警察署が動いたことがあるか、あるかないかということをもっと教えていただければと思いますが。

○委員長（金子秀一君） 相談担当課長。

○相談担当課長 御質問の1つ目の虐待通告があつたかという件につきましては、この件で児童相談所に虐待通告はあっておりません。

児童相談所の動きとしましては、陳情を受けまして聞き取り調査を行っておりまして、それは入所児童29名に対して昨年11月、児童福祉司が個別に聞き取りを行っております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） あと警察が動いたかどうか、聞き取りする中で、連携を若松警察署としているか。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 虐待の事案がなかったということで、特段この件に関して警察が動いたということは聞いておりません。

○委員長（金子秀一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。事実を確認させていただきました。

先ほど、一時的に欠員があつたけれども、監査の結果、児童の安全・安心が守られているも

のと当局は考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほどちょっと答弁しましたけども、子供たちの生活は安心して送られているという認識でございます。

○委員長（金子秀一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。先ほど様々ありましたが、今現在、係争中ということで、現体制と旧体制と様々対立があるもので、私の意見としてはなかなか委員会では判断がつきにくい案件ではないかなと思っています。何より今児童生徒が安全・安心に生活できるかということが本当に大事じゃないかなと思ったので事実確認と見解をお聞かせいただきました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） いろいろ係争中ということで、私たちから見ているとよく分からないという。仮に、この陳情の内容が事実ならばとんでもないといったような状況になるんですけども、まだはっきりしていないというような部分が多々あるというんですけども、一番心配しているのは、子供たちの状況ですよね。先ほど松岡委員からもありましたが、安心・安全が確保されているのかというのが私たちにとって本当に一番心配なことですよ。そういうところでこういう対立があるというのは、やっぱり子供の成長にとって、そもそものところがどうなのかなという気がするんですよ。いろいろあるかもしれないけど、こういう児童養護施設を運営する法人内において、例えば職員が大量に辞めるとか、あるいは賃金が未払いになるとか、子供の前で大声を出すとかというようなことが事実であれば、これはそういった施設を運営する法人として適正なのかどうかという、その辺の監査というのがあるのかな、そういったことがこれまで定期的にやられて、そういった報告なんか受けておられるのかということと、一番心配しているのは、今の子供たちの精神状態というかな、先ほど児童相談所が聞き取りをしたというようなことがありましたが、聞き取り結果をちょっと言えるところがあればお知らせ願いたいと、以上2件。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 運営状況につきましては、毎年まず一般監査を実施しておりまして、当然、指摘事項については法人にも伝え、対処するよということでございます。また、そのほかにも定期的に法人、施設をお邪魔して状況の聞き取りとかもさせていただいておりますので、そういったところでは我々としても運営をしっかりと見ていくというところで進めているところでございます。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 子供たちの状況なんです、先ほど児童相談所の結果を。

○委員長（金子秀一君） 相談担当課長。

○相談担当課長 先ほどの調査結果を簡単に御報告いたしますけれども、まず大きな声で怒られるのを聞いたことがあるかというような形で、これ直接じゃありませんけれども、いろいろ確認していったんですけれども、1名、大きな声で怒られるのを聞いたことがあるというような発言がありましたけれども、こちらは、幼児の発言で、聞いていたら職員がお子さんを注意しているみたいなところでそういう場面があったかものようなものでした。陳情にありますような理事の一人が施設内で職員に対して罵声を浴びせたり、また、大声でどなりつけたりする声を聞いたというような事例は確認できておりません。ただ、担当の先生が急に辞めたことへの不安とか、そういうのは複数の子供からあっておりまして、こちらは今後も児童福祉司が定期的に面接とかで状況を確認するんですけれども、その辺は完全に問題がないとは思っていませんので、今後も定期的に情報を取っていききたいなと思っております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ありがとうございます。説明の中で、毎年一般監査をやられているという説明がありましたよね。どういう監査をやられているんですかね。ひょっとしたら監査する視点というか監査項目に問題があるんじゃないですか。監査の責任というのが当然ありますよね。だから、今これだけの大きな問題が発生している中で、監査側の今までの見解とか監査の報告とかというのは大体どういう報告が上がってきとんですか。

○委員長（金子秀一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 一応、施設監査に関する監査の項目としては、施設の運営管理体制であるとか、給与とか職員の処遇の確保のところですね。あと避難訓練等の防災・防犯の対策、それから入所者の処遇であったり、あとは給食とか出しておりますので、栄養面に関すること等を監査しております。ちなみに、昨年度監査した結果、当該法人については、防災訓練を毎月行わなければいけないんですけど、それが実施されていない月があったということでそこを指導しております。また、決算手続とか契約手続などについて、不備があったため、そこを指導しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 法人の運営とか管理とか監査しているという報告ですけども、運営管理についても毎年何も問題なかったとかというような報告を受けていたんですか。監査報告の内容ですね。

○委員長（金子秀一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 令和6年度の監査では、先ほど御説明した内容の指摘をしております。それ以外の問題点というか、基本的には帳簿類とかを照合していきますので、そこから見えるものというのは特にはございませんでした。以上です。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 帳簿を見ますよね、経営的な内容で帳簿を見るということと、そういう

施設管理運営についても監査されるんでしょ。それはないんですか。先ほど言われた運営とか管理についても監査しているというような報告あったんですけど。

○委員長（金子秀一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 運営とか管理につきまして、先ほど御説明した内容の指摘があったというところでございます。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） じゃ、監査されていたけども、監査だけではこういう問題がいろいろ発生しているというところはつかめなかったんだという理解でいいんですか。

○委員長（金子秀一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 先ほど説明したとおり、基本的には施設の運営という、特に職員の処遇であったり入所者に給食がちゃんと出されているとかとかという視点でございますので、そこで虐待が行われているとかというところは、調査するタイミングにおいては確認ができるものではないかなと思っております。ただ、毎年こういった形で進めておりますので、また当然今年度も監査に入りますので、今回出てきている内容なども踏まえながら監査を行っていくということになると思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ありがとうございます。いずれにいたしましても、現在のところどれが真意かどうかというのは我々は判断しにくいといったような内容でございます。ただ、私どもが願っているのは、先ほど松岡委員からもありましたけども、やっぱり子供たちの安心・安全、本当これが確保されているのかといったことが第一ですので、そのことを中心に置きながら対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） ほかに。森本委員。

○委員（森本由美君） 一言意見を述べさせていただきます。

陳情の中身ということではなくて、私もやはり児童養護施設に今いらっしゃる子供たちへの影響を心配しております。大人が聞いてもなかなか緊張するような、話だけでも聞いたらすごく対立しているということも分かりますし、その児童養護施設にいらっしゃるお子さんはそういうものがやっぱり内々に耳に入っていると思うんですね。そういった面で、やはり児童養護施設に来るお子さんというのは、親から虐待されたお子さん、しっかり対応しなければいけない、そういう普通のお子さんよりも生い立ちも複雑だったりして、よりセンシティブというか、そういう配慮が必要なお子さんですね。そういう子供たちの影響を一番心配しております。市にお願いしたいのは、しっかり毎年監査も行っているということなんですけれども、この機会に子供たちの状況をもう少し丁寧にヒアリングしてはどうか。例えば、1年前と今を比べて食事とか食欲とか状態がどうかというのをたくさんチェック項目をつくれば今の状況が浮かび上がると思いますので、子供の影響がどのくらい出ているのか、そのところはちゃん

とフォローしていただくということをお願いしたいと思いますけれども、御意見を伺いたいと思います。

○委員長（金子秀一君） 相談担当課長。

○相談担当課長 先ほども少し述べましたけれども、入所児童の聞き取りの調査ですね、これはすごく重要なことだとは認識しております。聞き方がやっぱりすごく難しくて、こういうものは、あまり特定、無理やり誘導するわけにはいかないので、その辺は重々児童福祉司には注視してもらいながら、年間何回か進路のこととかを話すことがありますので、その中で、この問題もそうですけれども、やっぱりお子さんはお困りのことというのはすごくいっぱいあるんですね。その中で、安全・安心な環境で暮らしていけるようにというのでできる限りのことをしたいと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。やはりそういう精神的にも緊張したような状況だとおなかを壊したりとか体調にも変化があると思うので、そういった変化を見逃さずに、しっかりフォローしていただきたいということを要望したいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんでしょうか。

ほかになれば、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、執行部説明員は退室をお願いします。

（執行部退室）

次に、所管事務の調査を行います。

行政視察について協議を行います。

委員の皆様から御提出いただいた視察先の案について取りまとめを行い、正副委員長案としてお手元に配付しております。前回の委員会で決定しましたとおり、本日はこの案の中から皆様の御意見を伺い、視察先の優先順位を決定いたします。

今後の作業といたしましては、事務局において視察先との受入れ交渉を行い、最終的な視察先、日程等の案を提示させていただきたいと思っております。

それでは、お手元配付の案について、皆様から御意見を伺いたいと思います。御意見等ありませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 私は、こどもまんなかcityの実現に向けたこども・子育て支援の推進についての中の、1番の相模原市子どもの権利条例の制定と施行についてということで、神奈川県相模原市を挙げさせていただきました。この相模原市を挙げたのは、子供の権利擁

護委員会というような、条例の中にも権利擁護に関する部分が組み込まれていまして、その実態とか在り方、また、2番の札幌市の子供の最善の利益を実現するための権利条約の制定と施行については、札幌市も子供の権利を守るための委員会みたいなものをつくっているということで、本市にもそういった権利擁護をするべきじゃないか、本会議等でも私も質問させていただいたとき、札幌市はどうやらうまくいっていないみたいなお話も執行部からお聞きして、実際どうなのだろうかと。相模原市と札幌市を比較したいと、個人的にも思いまして挙げさせていただきました。また、本市との比較も、本市も4月から西田委員が座長でつくった子ども基本条例がありますんで、比較をさせていただき、また本市に持って帰ればなということで挙げさせていただきました。すみません。以上です。

○委員長（金子秀一君） ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。小松委員。

○委員（小松みさ子君） すみません。私は幾つか出させていただいたんですけども、1つはこどもまんなかcityの実現に向けたこども・子育て支援の推進についてというところで、小1の壁の対策の取組についてということで、東京の豊島区が今年からですかね、子供の居場所づくりとして、全29の区立小学校の朝と放課後の見守りサービスを実施する取組を開始されたということで、やはりずっと言っているんですけど、子供が登校する時間より両親のほうが多く出勤をしてしまう、その間の子供の居場所をつくるのに、どこも今本当に問題になっている、子供を1人で置いておくわけにはいかないということで取組を進めているところがたくさん出ているんですけども、豊島区は7時45分から学校の登校時間まで学校の用務員が子供を見守ってくれるということで取組を進めているみたいです。先生たちの仕事を増やすと、またそれはそれで先生が大変だなというところで、用務員がしているというところですよぐうまくいっているということだったので、ちょっとそこを視察させていただいて、また、本市の取組にも参考にできたらすばらしいなと思いました。

あとは、3番の東京の大田区、地域のボランティアの方が月1回、直接申請されている御家庭にお届けをしてくださるそうなんですけども、ただ食料品を届けるというだけではなくて、その家庭が孤立をしていないとかか対話をしてお話を聞きながらつながりをつくることを重視しているということで、食料品を届けることもすごく大事なんですけど、やはりつながっていく、孤立をさせない、何か困っていることがあったら支援の策を、方途を教えてあげるとかということがすごく大事だなと思うので、その取組のことについてまた、教えていただけたらありがたいなと思って挙げさせていただきました。以上です。

○委員長（金子秀一君） ありがとうございます。ほかに。柳井委員。

○委員（柳井誠君） 私は、高齢者・障害者福祉の充実についての2番の世田谷区の認知症とともに生きる希望条例を挙げました。北九州市も今規模は縮小したけど、医療センターのアネックスにセンターができています。そこでオレンジカフェを毎月やっているようなんですけども、なかなか認知症本人ということでその方たちが主体となった運営とはなっていない中で、この条

例は検討に当たって認知症の方に検討委員会、ワークショップに参加してもらう。今の施行上も恐らくそういう方向の努力がなされているのではないかと参考にできるんじゃないかと思って挙げました。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんでしょうか。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） すみません。私は一つも挙げていないんですが、例えばホームページとか資料では分からないような取組のところに視察に行きたいなと思っていて。取組はもうホームページとかで大体予測がつくというか、のところじゃないところに行きたいなと思って、これ見させていただいたときに、秋田の取組とかめっちゃ面白いなと思ったんですけど、秋田は遠いなと思ったりとかして。ちょっと皆さん挙げられた中で、これは紙面上じゃ分からない、やっぱり当事者というか施策をやっている方にぜひヒアリングを私たちでしてほしいみたいなのがあればちょっと教えていただければうれしいです。

○委員長（金子秀一君） 提案をしてほしいということですか。

○委員（中村じゅん子君） いやいや、私たちが直接行って聞くべきだと思われるような取組を教えてほしい。

○委員（森本由美君） それを前提で出しているわけだから。

○委員（中村じゅん子君） 分かりました。

○委員長（金子秀一君） 今は意見を聞くということで、聞いていただいて。

○委員（中村じゅん子君） 皆さんのここお薦めだよという御意見を聞きたいなと思って。

○委員長（金子秀一君） 今、その話を、発言をさせていただいていますので。ほかにございませんでしょうか。森本委員。

○委員（森本由美君） テレビでは大々的に出ているものなんですけど、NHKの新プロジェクトXで取り上げられたひきこもり支援の取組についてということで秋田県の藤里町、これはほかのところでもお話を聞いたんですけど、やはり最初は個人の方のすごく強い意志だったと思うんですが、今大分機能が強化されて、システムもちゃんとなって、いろんなことが相乗効果が現れてきているので、今どうなっているのか。ちょっと前の分がプロジェクトXではあったんですけども、その後どうなっているのか。結局、ひきこもりの方の支援といっても障害を持っているとかという方もいるんで障害者の支援にもなっている。食堂もやっているそうなんですけど、そこにまた、地域の方も来るということで、何か重層的支援にも学ぶべき点があるのではないかなと思ったので、ちょっと行ってみたいなと思っております。以上です。

○委員長（金子秀一君） ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、本日の意見を踏まえて、各委員が共通して関心の高い案を基に、正副委員長で協議した上で優先順位を決定したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで副委員長と交代いたします。

(委員長と副委員長が交代)

○副委員長（森本由美君）では次に、本市議会の政策立案支援事業の活用について協議をいたします。

金子委員から提案理由の説明を受けます。お願いいたします。

○委員（金子秀一君）お手元の令和7年度市議会政策立案支援事業に係る講演会の開催についてを御覧ください。

本委員会では、こどもまんなかc i t yの実現に向けたこども・子育て支援の推進についてを所管事務調査のテーマに掲げています。本市では、子供の目線に合わせ、子供の最善を考え、子供を尊重することができる社会を目指し、令和5年11月にこどもまんなかc i t y宣言を行いました。また、北九州市子ども基本条例を議員提案し、令和6年12月20日に制定しました。この条例には、子供にとって大切な権利をはじめ、子供の権利の保障や子供の健康及び成長発達のための取組などが定められております。ついては、本市がこどもまんなかc i t yを実現し、子供の権利の推進や保障に対する理解を深めることが重要と考え、本委員会における所管事務調査や議員の政策立案の参考となるよう、専門的な知識と豊富な活動実績のある講師による講演会の実施を提案するものであります。講師として、子供の権利、利益の推進やウェルビーイングの実現などの視点で研究され、また、教育行政学、教育財政学を専門とし、多くの政府委員を歴任されてきた日本大学文理学部教育学科教授の末富芳氏にお越しいただくことを考えております。日程等については、本件について御承認いただいた後、講師と調整の上、事務局から全議員に御連絡させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森本由美君）ただいまの提案に対し質問や意見はございませんか。

ないようですので、提案のとおり政策立案支援事業の活用について、当委員会から議長宛てに要請したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ここで委員長と交代いたします。

(副委員長と委員長が交代)

○委員長（金子秀一君）以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会します。

保健福祉委員会	委員長	金子秀一	㊞
	副委員長	森本由美	㊞